



議員提出議案第一号

三朝町議会議規則の一部改正について

次のとおり三朝町議会議規則の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十条の規定により議会の議決を求める。

昭和五十九年三月二十四日

| | | |
|-----|---------|-------|
| 提出者 | 三朝町議會議員 | 徳田一彦 |
| 賛成者 | 三朝町議會議員 | 牧田楨 |
| 賛成者 | 三朝町議會議員 | 御松積 |
| 賛成者 | 三朝町議會議員 | 福田家 |
| 賛成者 | 三朝町議會議員 | 西村武津美 |

昭和五十九年三月廿四日

原案可決

三朝町議會議長名越典由

三朝町議会規則第一号

三朝町議会会議規則の一部を改正する規則

三朝町議会会議規則（昭和四十年三朝町議会規則第一号）の一部を次のように改正する。
第五十二条中「同一議題について二回を超えることができない。」を、「同一議題について三回を超えることができない。」に改める。

附 則

この規則は、昭和五十九年四月一日から施行する。